



# 福島原発さいたま訴訟

## 第9回 口頭弁論

# 2016年 1/27 (水)

### ぜひ傍聴に来てください!

## 15時開廷

さいたま地裁 101号法廷  
(JR浦和駅西口より徒歩10分)

\*傍聴希望の方は、14:20までに地裁B棟前にお越し下さい



☞ 終了後に **報告集会**と**懇談会**を行います! 会場:埼玉総合法律事務所3階会議室(地裁より徒歩3分)

### ●寒い雨の降る中、11月25日の第8回期日に傍聴において頂いた皆様、本当にありがとうございました

第8回口頭弁論で行われた原告の意見陳述は、本当に胸を打つものでした。

「避難生活は家族の棲む場所をばらばらにただけでなく、家族の心までもばらばらにしてしまいました。…… 穏やかな日常、子育ての方針、誰にとっても当然の生活を、原発事故ですべて失いました」

勇気をもって自らの想い、被害の実態を真正面から語ってくださった言葉の一つひとつが、本当に重く響き、突き刺さりました。この法廷に立つまでに、どんなにつらい長い時を経たことか、そして、それを乗り越えることがどんなに大変だったことか。

さらに胸打たれたのは、続けて読み上げられた幼い娘さんの作文でした。「私は地震と聞くと体が震えます。友達と別れなくちゃいけなくなつた。ママの頭がおかしくなっちゃつた」。幼い子供たちはどんなに大変で不安で切ない想いをしたことでしょう。けれど、裁判後の報告集会で参加者から大きな拍手を受けたお母さんを見て、誇らしく思ったことでしょう。

### ● 政府や県の福島原発事故「収束」方針を、決して許してはなりません!

2017年3月以降、避難者への国や自治体の支援打ち切りが表明される中、避難者の状況は厳しくなる一方です。闘う原告への何よりの励ましが満員の傍聴席。裁判所や被告への強いプレッシャーともなります。次回期日も満員の傍聴で原告を応援しましょう。みなさま、ぜひ傍聴にお越しください。

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会

支援する会の年会費は  
**一口1,000円** **会員募集中!!**  
カンパもぜひ!



会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り、深謝いたします。  
お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う報告会の会場費などに使用させていただいております。  
これからも支援の輪を広げるべく、頑張っていきたいと思っておりますので今後共どうぞ宜しくお願いいたします

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、下記連絡先にお申込みください。  
会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。

(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。  
☞ 振込先銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500  
※個人情報適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト <http://fukusaishien.com/> 電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

\*吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592  
\*北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582